

# 令和4年度第2回 岡山市国民健康保険運営協議会 会議次第

日時：令和5年2月7日（火）

午後2時～

場所：北消防署3階 防災研修室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 議 事

（1）令和5年度国民健康保険費特別会計予算（案）の概要

（2）岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

## 4 報 告

（1）新型コロナウイルス感染症における対応について

（2）オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）について

（3）保険料水準の統一に係る取り組み状況について

## 5 そ の 他

## 6 閉 会

令和4年度 第2回  
岡山市国民健康保険運営協議会  
資料

日時：令和5年2月7日（火）午後2時～  
場所：北消防署3階（防災研修室）

保健福祉局保健福祉部国保年金課

## 目 次

### 3 議 事

#### (1) 令和5年度国民健康保険費特別会計予算(案)の概要

- 1. 岡山市国民健康保険被保険者数の推移 .....P1
- 2. 療養の給付の推移 .....P2
- 3. 国保特別会計収支の推移 .....P3
- 4. 保険料率の推移 .....P3
- 5. 令和5年度当初予算(案)歳入・歳出の部 .....P4
- 6. 国保事業費納付金と保険料予算について .....P6
- 7. 令和5年度保険料収納対策重点事業について .....P10
- 8. 医療費適正化対策 .....P12

#### (2) 岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)等について .....P15

### 4 報 告

#### (1) 新型コロナウイルス感染症における対応について

- 1. 国民健康保険料の減免について .....P18
- 2. 傷病手当金の支給について .....P19

#### (2) オンライン資格確認(マイナンバーカードの保険証利用)について .....P20

#### (3) 保険料水準統一に係る取り組み状況について .....P22

# 3 議 事

【余白】

# 議 事（１）令和５年度国民健康保険費特別会計予算（案）の概要

## 1. 岡山市国民健康保険被保険者数の推移

後期高齢者医療制度へ移行者増加や社会保険の適用拡大により、被保険者数の減少は引き続き進むものと考えられる。

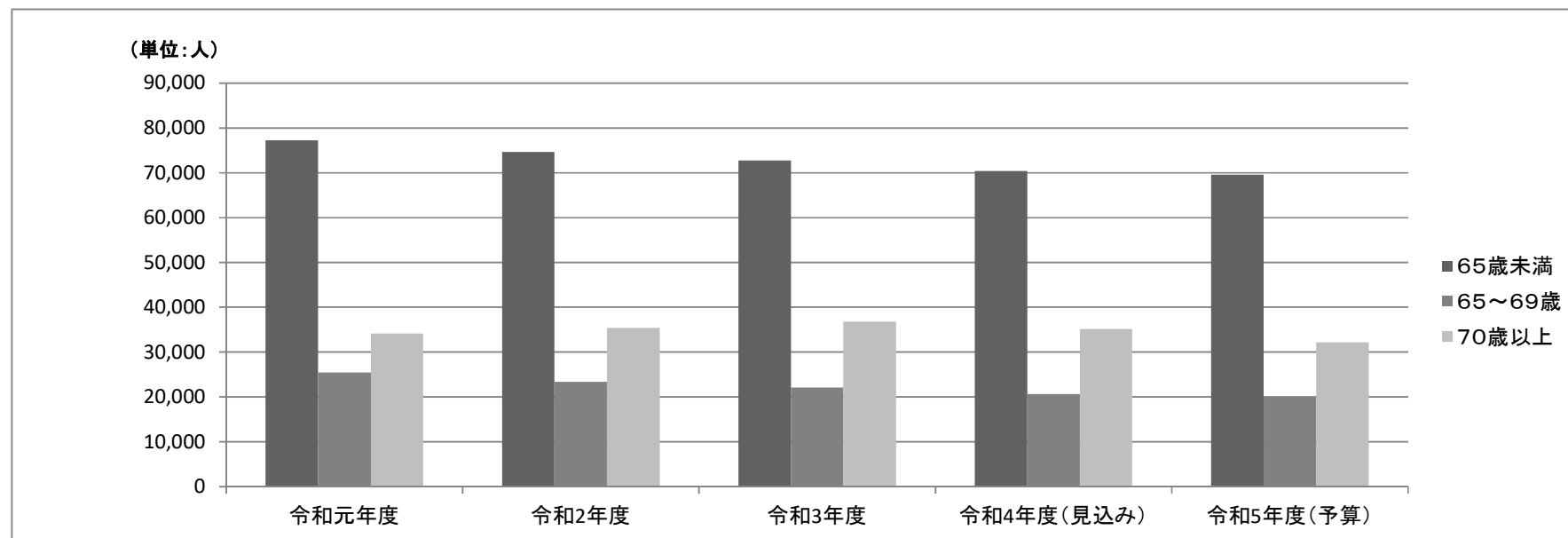
○平均被保険者数の推移（３～２月平均）

単位：人

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度（見込み）	令和５年度（予算）
65歳未満	77,240	74,643	72,700	70,405	69,555
対前年度（%）	95.98	96.64	97.40	96.84	98.79
65～69歳	25,511	23,376	22,090	20,655	19,954
対前年度（%）	88.18	91.63	94.50	93.50	96.61
70歳以上	34,152	35,408	36,805	35,211	32,199
対前年度（%）	104.48	103.68	103.95	95.67	91.45
被保険者総数	136,903	133,427	131,595	126,271	121,708
対前年度（%）	96.35	97.46	98.63	95.95	96.39

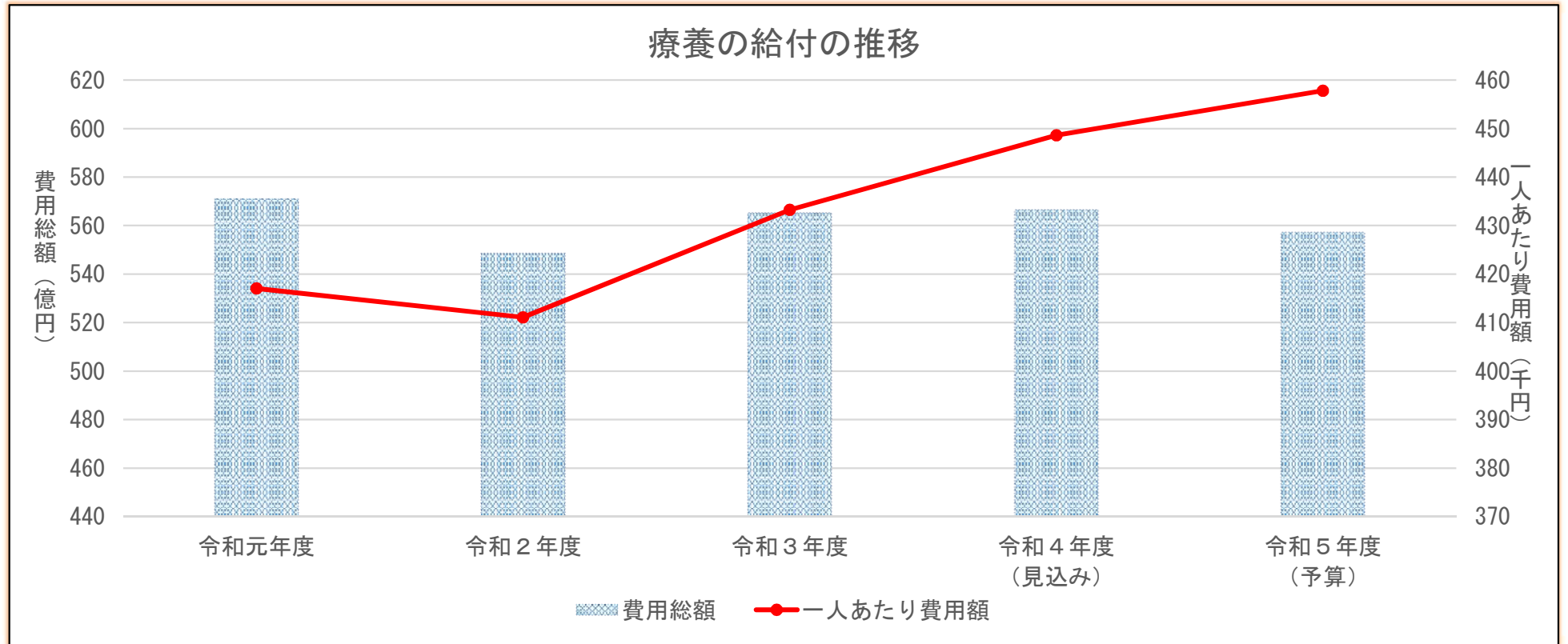
○平均世帯数の推移（３～２月平均）

世帯数	90,646	89,333	88,257	86,601	81,009
対前年度（%）	97.77	98.55	98.80	98.12	93.54



## 2. 療養の給付の推移

	令和元年度	対前年比	令和2年度	対前年比	令和3年度	対前年比	令和4年度 (見込み)	対前年比	令和5年度 (予算)	対前年比
費用総額 (千円)	57,091,982	97.34%	54,851,715	96.08%	56,522,727	103.05%	56,648,900	100.22%	55,718,443	98.36%
一人あたり費用額 (円)	417,025	101.21%	411,099	98.58%	433,231	105.38%	448,630	103.55%	457,804	102.05%



### 3. 国保特別会計収支の推移

(単位:千円)

年度	H30決算	R元決算	R2決算	R3決算	R4予算	R5予算
歳入計①	71,280,055	71,306,364	67,629,192	68,937,504	67,279,820	67,814,022
歳出計②	70,673,792	71,033,486	66,764,490	68,585,559	67,279,820	67,814,022
③ 歳入 - 歳出(①-②)	606,263	272,878	864,702	351,945	0	0
④ 歳入のうち法定外繰入	1,320,000	1,520,000	500,000	482,964	626,159	674,931
⑤ 歳入のうち基金繰入金	40,000	600,000	0	0	201,430	1,306,575
⑥ 歳入のうち繰越金	994,089	606,263	272,878	864,072	37,000	37,000
前年度繰上充用金(累積赤字額)	0	0	0	0	0	0
繰越明許費	0	0	0	0	0	0

※R4予算は当初予算額 ※R5予算は予算(案)額

### 4. 保険料率の推移

年度	区分	所得割	増減	均等割	増減	平等割	増減	賦課限度額	増減
R元	(医療分)	0.0785	(+0.0030)	27,600円	(+720)	20,880円	(△240円)	61万円	(+3万円)
	(後期分)	0.0260	-	8,880円	-	6,960円	-	19万円	-
	(介護分)	0.0220	-	9,360円	-	5,280円	-	16万円	-
R2	(医療分)	0.0785	-	27,600円	-	20,880円	-	63万円	(+2万円)
	(後期分)	0.0260	-	8,880円	-	6,960円	-	19万円	-
	(介護分)	0.0220	-	9,360円	-	5,280円	-	17万円	(+1万円)
R3	(医療分)	0.0785	-	27,600円	-	20,880円	-	63万円	-
	(後期分)	0.0260	-	8,880円	-	6,960円	-	19万円	-
	(介護分)	0.0220	-	9,360円	-	5,280円	-	17万円	-
R4	(医療分)	0.0785	-	27,600円	-	20,880円	-	65万円	(+2万円)
	(後期分)	0.0260	-	8,880円	-	6,960円	-	20万円	(+1万円)
	(介護分)	0.0220	-	9,360円	-	5,280円	-	17万円	-



5. 令和5年度当初予算(案)歳入の部

(単位:百万円)

款	項	令和4年度 当初予算	令和5年度当初予算(案)		備考
				対前年増減額	
1 国民健康保険料		11,800	11,501	▲ 299	・国民健康保険事業の費用に充てるため、世帯主などの納付義務者から徴収 ・医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に分かれている
	1 国民健康保険料	11,800	11,501	▲ 299	
2 国民健康保険税		0	0	0	・旧合併4町における合併以前に課税された保険税の滞納繰越分
	1 国民健康保険税	0	0	0	
19 国庫支出金		24	7	▲ 17	・事務費補助金 ・出産育児一時金補助金
	1 国庫負担金	0	0	0	
	2 国庫補助金	24	7	▲ 17	
20 県支出金		48,919	48,611	▲ 308	・普通交付金:保険給付に要した費用が県から交付されるもの ・特別交付金:市町村ごとの個別の事情、事業に応じて交付されるもの
	1 県負担金	0	0	0	
	2 県補助金	48,919	48,611	▲ 308	
21 財産収入		16	11	▲ 5	・国民健康保険事業基金に利子が発生した場合の受入れ
	1 財産運用収入	16	11	▲ 5	
23 繰入金		6,178	7,350	1,172	・一般会計からの繰入金 ・基金からの繰入金
	1 他会計繰入金	5,977	6,043	66	
	2 基金繰入金	201	1,307	1,106	
24 繰越金		37	37	0	・前年度からの繰越金
	1 繰越金	37	37	0	
25 諸収入		306	297	▲ 9	・保険料の延滞金や、国保資格喪失後の受診に係る不当利得の返還金、第三者行為による損害賠償金など
	1 延滞金加算金及び過料	65	65	0	
	3 貸付金元利収入	72	63	▲ 9	
	10 雑入	169	169	0	
歳入合計		67,280	67,814	534	

## 5. 令和5年度当初予算(案)歳出の部

(単位:百万円)

款	項	令和4年度 当初予算	令和5年度当初予算(案)		備考
				対前年増減額	
		781	811	30	
1 総務費	1 総務管理費	713	744	31	・国民健康保険事業の運営に係る費用 ・収納率向上特別対策事業、医療費適正化特別対策事業に係る費用
	10 運営協議会費	1	1	0	
	15 特別対策事業費	67	66	▲ 1	
		48,498	48,313	▲ 185	
5 保険給付費	1 療養諸費	41,835	41,470	▲ 365	・療養の給付費、療養費
	5 高額療養費	6,398	6,555	157	・限度額を超えて一部負担金を支払ったとき、その超えた額を返還するもの
	7 移送費	1	1	0	・移動困難な患者を医師の指示により、緊急的な必要性があつて移送する場合に支給するもの
	12 出産育児諸費	210	233	23	・国保被保険者が出産したときに、出産育児一時金を支給するもの
	15 葬祭諸費	46	46	0	・国保被保険者が死亡したときに、葬祭を行った者に対して葬祭費を支給するもの
	16 傷病手当金	8	8	0	・国保被保険者が新型コロナウイルスに感染又はその疑いがある場合に療養するため労務に服することができないときに支給するもの
		17,212	17,938	726	
7 国民健康保険 事業費納付金	1 医療給付費分	12,008	12,538	530	・県において保険給付費等交付金に充てるための各市町村が納付するもの
	2 後期高齢者 支援金等分	3,740	4,046	306	・後期高齢者医療制度への拠出金として、各医療保険者が負担するもの
	3 介護納付金分	1,464	1,354	▲ 110	・介護保険第2号被保険者分の納付金を保険者が納付するもの
8 共同事業 拠出金		1	1	0	
	1 共同事業拠出金	1	1	0	・退職者医療制度該当者把握のための被用者年金受給者一覧表を作成費用に充てるもの
		401	378	▲ 23	
10 保健事業費					
	1 保健事業費	401	378	▲ 23	・保健事業の実施に要する費用
		16	11	▲ 5	
12 基金積立金					
	1 基金積立金	16	11	▲ 5	・国民健康保険事業基金への積立に要する費用
		370	361	▲ 9	
15 諸支出金	1 貸付金	72	63	▲ 9	・高額療養費、出産育児一時金の一部を貸し付けるもの
	5 償還金及び 還付加算金	297	297	0	・国庫への償還金など
	15 雑出	1	1	0	・指定公費負担金
20 予備費		1	1	0	
	1 予備費	1	1	0	
歳出合計		67,280	67,814	534	

(1) 6

令和5年度

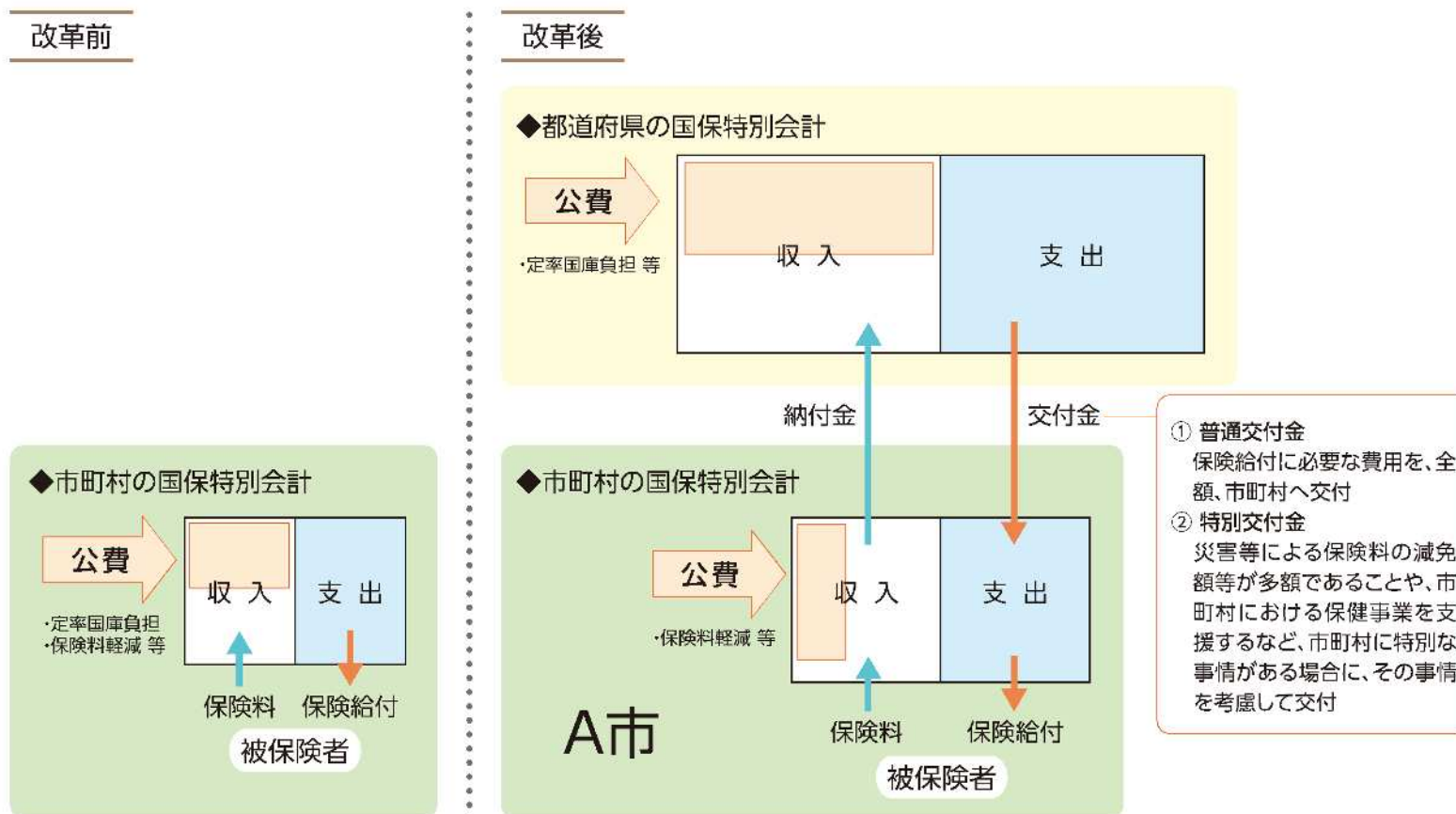
国保事業費納付金と保険料予算について  
〈本算定時〉

# 国保財政の仕組み(H30～)

○平成30年度の国保制度改革により、県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定するとともに、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

※県にも国保特別会計を設置

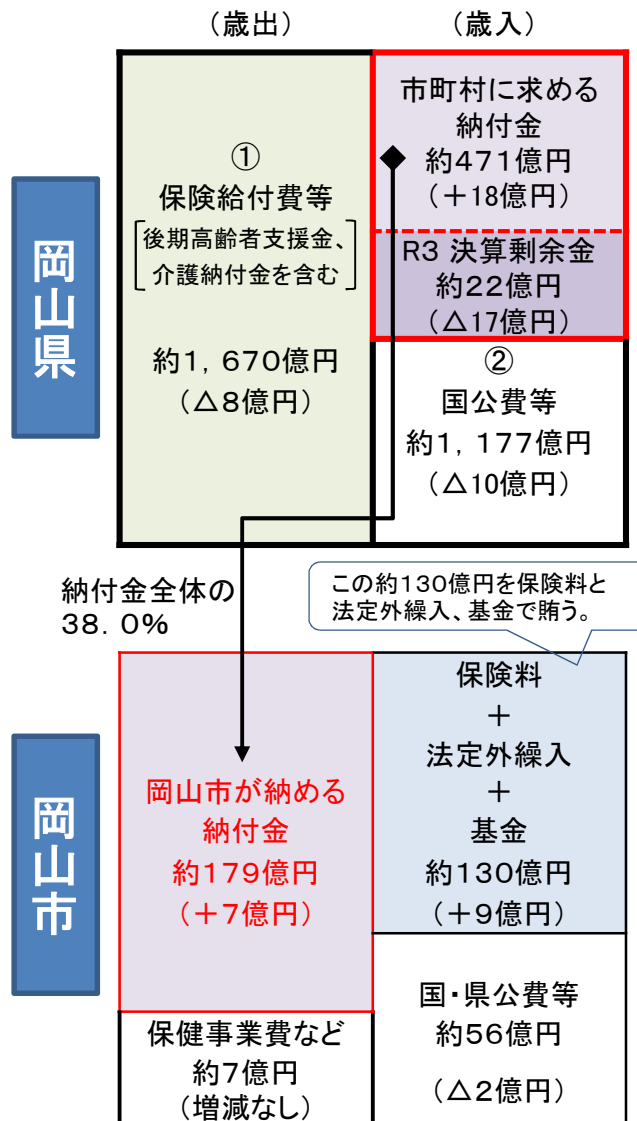
○市町村は、県が市町村ごとに決定した納付金を県に納付する。



# 令和5年度国保事業費納付金(確定係数)

○ 令和5年度の岡山県全体で必要な納付金額は約471億円。(R4年度 453億円)

○ うち、岡山市に求められる納付金は約179億円。(R4年度 172億円)



※ ( )は対前年度比

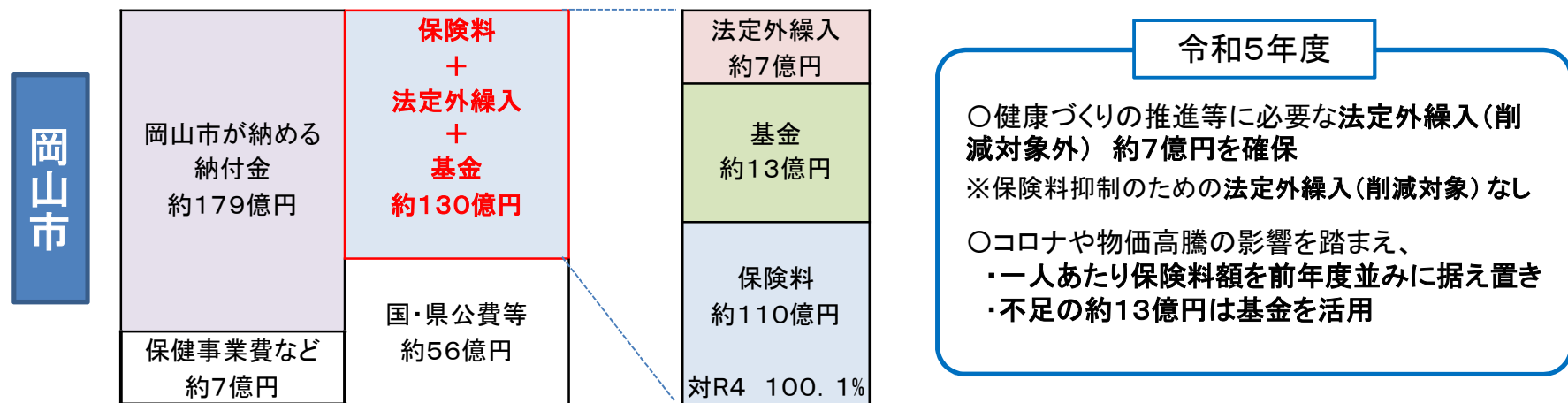
- ・岡山県は、国が示す方法を参考に、保険給付費等(①)を過去の伸び率により推計している。
- ・その保険給付費等(①)に対し、国庫等の公費(②)を見込む。
- ・①に対し、②を見込んだ上での不足額から、令和3年度の決算剰余金を減算した額を各自治体からの納付金で賄うこととなる。
- ・その結果、**市町村に求める納付金は約471億円**となる。  
(対前年度比 +18億円、1人あたり納付金額 +9,667円)
- ・岡山県は、この約471億円を、被保険者数や医療費指数、所得係数に応じて、各市町村に配分する。
- ・その結果、令和5年度に**岡山市に求める納付金は約179億円**となる。  
(対前年度比 +7億円、1人あたり納付金額 +10,192円)
- ・岡山市では、求められた納付金約179億円のほか、保険料で賄う保健事業費や出産育児一時金などの約7億円を加えた約186億円を公費と保険料、法定外繰入(削減対象外)、基金で賄うこととなる。
- ・令和5年度の公費は約56億円と見込まれるため、**保険料と法定外繰入(削減対象外)、基金で賄う額は約130億円**となる。  
(R4年度 121億円、対前年度比 +9億円)

# 岡山市の令和5年度保険料予算(案)

- 令和5年度、保険料と法定外繰入(削減対象外)、基金で賄う額は、約130億円。
- 保険料改定しない場合、令和5年度の保険料収入見込みは、約110億円。
- 令和5年度の法定外繰入(削減対象外)は約7億円。
- 令和4年度末の基金残高は約41億円の見込み。

## 保険料予算検討にあたっての背景等

- 決算補填目的の法定外繰入を解消した令和4年度以降の保険料は、被保険者の健康づくりの推進、保険料減免などの財源となる法定外繰入(削減対象外)は、維持しながら、原則、納付金の状況に応じた保険料の設定を行うこととしている。
- 納付金の増加による急激な被保険者の負担増や収支不足となった場合には、基金を活用する。
- 新型コロナは季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられることとなったが、物価の高騰は被保険者の生活に大きな影響を与えている状況。
- 国保には低所得の方が多く加入しており、保険料の引き上げは慎重に検討する必要がある。



令和5年度の保険料は、**基金を活用し、一人あたり保険料額を前年度並みに据え置く**こととする。

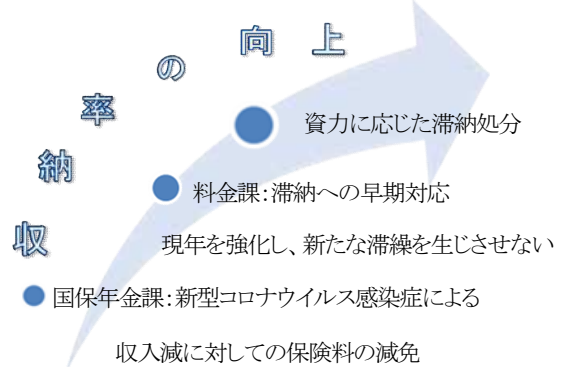
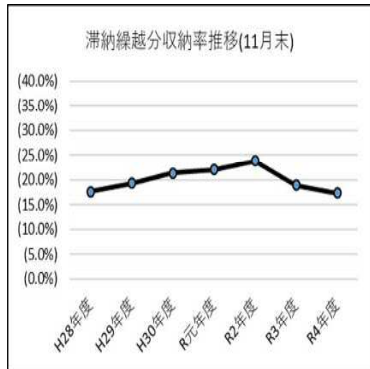
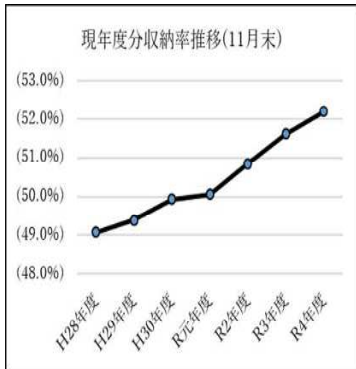
# 7 令和5年度保険料収納対策重点事業について

## 令和4年度の現況

< 国民健康保険料 収納率推移 >

区分		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
現年	最終 (11月末)	89.9% (49.1%)	90.7% (49.4%)	91.7% (49.9%)	91.9% (50.1%)	93.2% (50.9%)	94.4% (51.6%)	(52.2%)	+0.6
滞繰	最終 (11月末)	25.0% (17.6%)	27.0% (19.3%)	30.4% (21.4%)	30.6% (22.0%)	32.1% (23.8%)	25.5% (18.9%)	(17.4%)	-1.5
合計	最終 (11月末)	77.5% (42.5%)	78.4% (43.6%)	80.4% (44.7%)	81.5% (45.3%)	83.3% (46.5%)	84.8% (47.1%)	(47.8%)	+0.7

●11月末現在で、令和3年度に比べ滞繰繰越分は下がったが現年度分・合計は向上している。



滞繰繰越分の収納率減少要因：現年度収納率の向上に伴い、徴収困難な滞繰繰越分の割合が増えた為

### 新型コロナウイルス感染症の影響

#### ◇納付相談への影響

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による納付困難世帯への対応

#### ◇滞繰整理事務への制限等

- ・各種給付金等の差押停止
- ・給与減による給与取立の停止
- ・国保短期被保険者証送付時の呼出状の発送や催告時の積極的な来庁呼びかけの中止

なかなか収束しない新型コロナウイルス感染症の影響にともない収納動向が不透明な状況であり、今後も納付が困難との相談が多いと予想されるが、一定の効果を上げている滞繰整理の早期対応、細やかな納付相談や資力に応じた滞繰処分等の各種取組を充実、強化してこれからも継続して実施する。

## 令和5年度の主要施策概要

### I 滞繰未然防止(口座振替等)

#### ○窓口、電話による口座振替勧奨の強化

- 国保加入窓口で、口座振替原則化を踏まえたチラシと口座振替申込ハガキを渡して勧奨
- また、キャッシュカードだけで手続きができるペイジー口座振替受付サービスの推進
- 国保加入後、口座振替未登録世帯へ勧奨、さらに郵送等での再勧奨

【11月末時点口座振替率推移】

(単位：%)

	H30	R元	R2	R3	<b>R4</b>
口座振替	48.06	47.92	48.38	48.62	<b>48.01</b>

○多様な納付方法の提供による利便性の向上

**納付方法別収納割合（11月末時点件数ベース）**

納付方法別収納割合（11月末時点件数ベース）

	令和3年度		令和4年度	
	件数	収納割合	件数	収納割合
口座振替	150,224	50.71%	146,027	50.47%
コンビニ	47,703	16.10%	51,466	17.79%
スマホ	5,726	1.93%	6,358	2.20%
窓口収納	63,822	21.54%	61,305	21.19%
特別徴収	28,759	9.71%	24,155	8.35%

**Ⅱ 初期滞納者への対応強化**

- 滞納への早期対応に重点をおき、発生から1年以内の滞納解消に努め、現年度分の収納率向上を強力に推進することにより滞納繰越を生じさせないことを目指す
- 窓口・文書・電話・財産調査等初期対応強化  
会計年度任用職員による窓口対応、電話・文書催告の強化
- 催告書送付時の夜間相談等の実施、広報の充実
- 外国人滞納者への催告書の多言語化  
5カ国語に翻訳されたサイトへのQRコードを催告書に添付

**Ⅲ 滞納処分の早期着手・徹底**

- 財産調査の拡大・早期着手  
金融機関への預貯金照会の電子化の導入(令和4年度導入済)  
→ 生活実態を見極め、資力に応じた納付交渉や滞納処分を速やかに行う  
新型コロナウイルス感染症の影響もあり、きめ細やかな対応が重要
- 継続的債権として、確実に換価が見込める給与・年金・売掛金等差押の強化

**【参考】差押件数、換価金額の推移過去5年**

年度	差押件数(件)		換価金額(円)	
R4年度	<b>(1,828)</b>		<b>(125,764,384)</b>	
R3年度	2,956	(1,798)	232,396,635	(148,226,247)
R2年度	2,414	(1,358)	209,417,171	(126,775,800)
R元年度	2,512	(1,462)	173,408,332	(104,486,536)
H30年度	2,887	(1,610)	163,531,762	(100,563,088)

( )11月末現在の差押件数及び換価金額

**Ⅳ 賦課・徴収部門の連携**

- 年金特徴の強化(口座振替不履行者を特別徴収へ変更)
- 居所不明者の実態調査や年金被保険者情報等を活用した資格調査の実施、所得未申告者への申告勧奨を行い、賦課の適正化を図る



## 1 特定健康診査等の推進

### (1) 特定健康診査

令和5年度目標 39.0%

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
目標値	33.0%	34.5%	36.0%	37.5%
実績値（法定報告）	30.3%	27.2%	32.2%	-

\*令和4年度実績値については、令和5年11月確定

<受診率向上の取組>

- 受診者プレゼントキャンペーン
- 40歳被保険者への通知  
特定健診の目的・検査項目・自己負担を案内し健診受診意識の向上を図る
- 受診勧奨事業  
年齢、性別、受診歴等から勧奨対象者を選定し、電話勧奨やナッジ理論を活用し個々の特性にあった行動変容を促す内容の通知を送付する

### (2) 検査結果提供

職場健診や人間ドック、医療機関で治療のために受けた検査のうち特定健診に相当する検査結果の提供を受け受診率向上を図る

	R元年度	R2年度	R3年度
個人からの提供	581件	490件	805件
医療機関からの提供	133件	90件	798件

### (3) 35歳からの健康診査

令和5年度目標 12.5%

30歳代の生活習慣病のリスクを有する人を早期に発見し介入することで、生活習慣病予防や重症化への進行防止を図る

	R元年度	R2年度	R3年度
受診率	11.3%	10.0%	11.1%

### (4) 特定保健指導

令和5年度目標 20.0%

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
目標値	12.0%	14.0%	16.0%	18.0%
実績値（法定報告）	8.4%	9.9%	8.2%	-

\*令和4年度実績値については、令和5年11月確定

<実施率向上の取組>

- 利用勧奨通知（ハガキ送付）
- 結果説明に引き続く特定保健指導
- 初回面接の分割実施
- 初回面接終了者への運動指導クーポン発行
- 直営による特定保健指導（保健センター実施）
- 対象者への電話勧奨

## (5)特定健診フォローアップ事業

令和5年度目標 健診結果の維持・改善割合 75.0%以上

肥満を伴わない有リスク者に対し、慢性腎臓病に着目した保健指導・医療受診勧奨を実施

	R元年度	R2年度
維持・改善割合	61.1%	77.0%

## (6)生活習慣病重症化予防訪問指導

令和5年度目標 訪問後医療機関受診率 50.0%以上

医療受診勧奨域にある人を訪問し健康相談等により早期治療に結びつける  
対象者のうち特定保健指導該当者に対しては利用勧奨も実施

【令和3年度】 医療機関受診率 44.4%

## (7)糖尿病性腎症重症化予防事業

令和5年度目標 勧奨後医療機関受診率 50.0%以上

岡山県の「糖尿病性腎症重症化予防プログラム（岡山方式）」に沿って対象者へ受診勧奨を実施

- ・健診受診者：特定健診において、空腹時血糖 126 mg/dl 以上または HbA1c 6.5% 以上の者
- ・治療中断者：過去に糖尿病治療歴があるが直近1年間に健診受診歴やレセプトにおいて糖尿病受療歴がない者

	R元年度	R2年度	R3年度
医療機関受診率	14.3%	51.2%	48.4%

## 2 ジェネリック医薬品の普及啓発

令和5年度目標 使用割合 80.0%

ジェネリック医薬品差額通知を発送することにより、ジェネリック医薬品への切り替えを促し、医療費適正化へつなげる

<厚生労働省「保険者別の後発医薬品の使用割合」より抜粋>

	R2年3月	R2年9月	R3年3月	R3年9月	R4年3月
岡山市	77.9%	78.8%	79.6%	79.7%	79.6%
岡山県	77.6%	78.2%	78.9%	79.0%	79.0%
全国	77.4%	78.2%	79.2%	79.2%	79.3%

### 3 レセプト点検の充実

令和5年度目標 前年度と比較し効果額の向上

システム抽出機能、縦覧・横覧・突合点検の電子化などを活用した点検実施  
研修会等への参加による点検員のスキルアップ

	R元年度	R2年度	R3年度
効果額	93,777,911円	93,388,208円	73,791,836円
被保険者一人あたり効果額	685円	700円	566円

- \*縦覧点検：同一傷病について複数月のレセプトを照合し点検すること
- \*横覧点検：入院と外来のレセプトを照合し点検すること
- \*突合点検：同一月で内科・歯科・調剤レセプトを照合し点検すること

### 4 適正受診の推進

#### (1) 重複・頻回受診対策

令和5年度目標 対象者数の減少

対象者に適正受診等についての文書送付及び電話等による健康相談を実施し、通知後の状況等から必要があれば訪問等による状況確認・指導等を行う

【令和3年度】

区分		重複受診	頻回受診	重複服薬者
対象者数（実人数）		37人	72人	20人
実施人数 （延べ人数）	文書照会	37人	72人	20人
	健康相談	5人	2人	2人
	訪問指導	15人	0人	15人

#### (2) 柔道整復療養費適正化事業

被保険者の疑義照会・啓発を実施、縦覧点検業務については委託実施し、柔道整復療養費の適正化に取り組む

#### (3) 海外療養費支給申請における重点審査

海外医療機関等に対する文書照会等を委託実施し、支給申請の審査を強化

### 5 その他

#### (1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

国保保健事業から後期高齢者保健事業への切れ目のない保健指導等を検討

#### (2) 医療費適正化のための連携(保健管理課・健康づくり課)

国保保健事業WG会議を開催し、保健事業を関係課と協力し推進

## 議 事（２）

### 岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

#### ■主 旨

健康保険法施行令、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額改定、保険料賦課限度額の引き上げ及び保険料軽減の所得判定基準の見直しのため、岡山市国民健康保険条例の一部を改正するもの。

#### ■改正の概要

##### 1. 出産育児一時金の支給額改定

子育て世帯への支援強化の一環として、出産に係る経済的負担軽減のため、支給額を8万円引き上げる。

	改定前	改定後	増減
出産育児一時金	40.8万円	48.8万円	+8万円
産科医療補償制度の掛金 (加算額)	1.2万円	1.2万円	-
支給総額 (上記制度加入機関での分娩)	42万円	50万円	+8万円

##### 2. 保険料賦課限度額の引き上げ

中間所得者層の被保険者の負担軽減の観点から、後期高齢者支援金等賦課額を2万円引き上げる。

	改定前	改定後	増減
基礎賦課額	65万円	65万円	-
後期高齢者支援金等賦課額	20万円	22万円	+2万円
介護納付金賦課額	17万円	17万円	-
合計	102万円	104万円	+2万円

### 3. 保険料軽減の所得判定基準の見直し

経済動向等を踏まえ、軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、5割及び2割の軽減判定所得の基準を見直す。

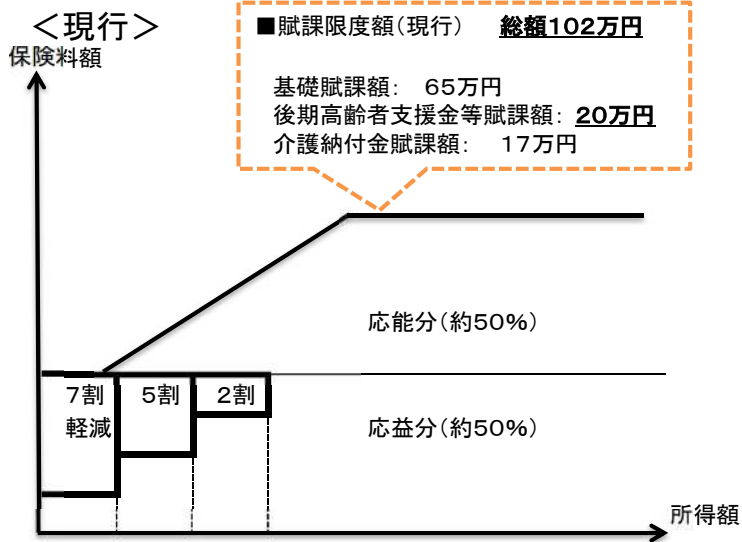
	改定前	改定後
7割軽減	基礎控除額（43万円） +（給与所得者等の数－1）×10万円	基礎控除額（43万円） +（給与所得者等の数－1）×10万円
5割軽減	基礎控除額（43万円） + 28.5万円×（被保険者数） +（給与所得者等の数－1）×10万円	基礎控除額（43万円） + <u>29万円</u> ×（被保険者数） +（給与所得者等の数－1）×10万円
2割軽減	基礎控除額（43万円） + 52万円×（被保険者数） +（給与所得者等の数－1）×10万円	基礎控除額（43万円） + <u>53.5万円</u> ×（被保険者数） +（給与所得者等の数－1）×10万円

#### ■施行期日

令和5年4月1日

# 国民健康保険料の賦課限度額及び保険料軽減判定所得の改定について

## 改正内容



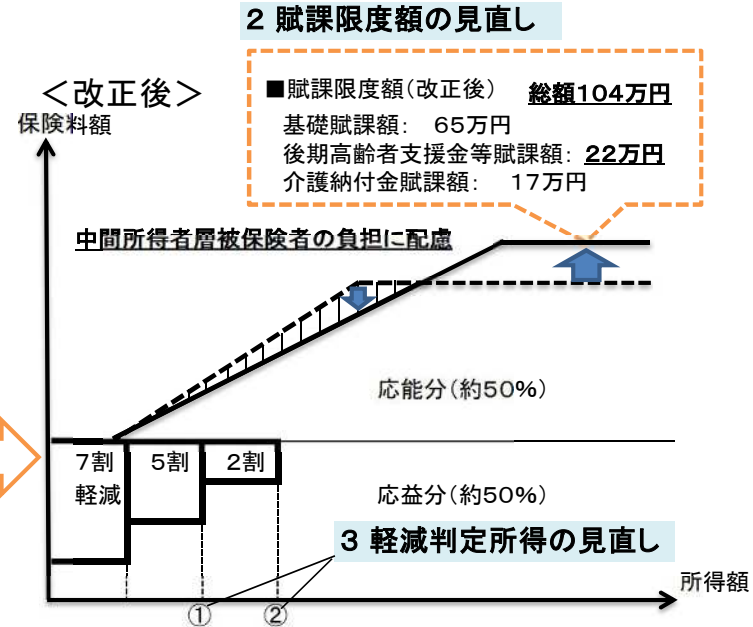
■ 軽減判定所得(現行)

7割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円

5割軽減基準額  
 = 基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + **28.5万円** × (被保険者数\*)

2割軽減基準額  
 = 基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + **52万円** × (被保険者数\*)

\* 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。



■ 軽減判定所得(改正後)

7割軽減基準額 = 基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円

① 5割軽減基準額  
 = 基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + **29万円** × (被保険者数\*)

② 2割軽減基準額  
 = 基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + **53.5万円** × (被保険者数\*)

### 【改正の概要】

- 保険料賦課限度額の引き上げ
- 保険料の軽減判定所得基準の拡大。
- ※ 令和5年度保険料から適用